

みやざきの農業遺産地域資源魅力発信事業業務委託仕様書

1 業務の目的

宮崎県内の農業遺産地域（世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域、日本農業遺産田野・清武地域、日南市）のPRを実施し、地域外における農業遺産ブランドの認知度を向上させ、地域の活性化に繋げることを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）

3 委託業務の内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行するものとする。

なお、業務委託の実施にあたっては、世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会及び田野・清武地域日本農業遺産推進協議会並びに日本農業遺産日南かつお一本釣り漁業保全協議会と連携し、また、県の助言を反映させるものとする。

（1）実施計画書の作成

受託者は、本事業の目的を踏まえ福岡県内及び東京都内を中心とした関東圏におけるPRの実施内容、スケジュール、実施体制、関係者との調整方法を整理した実施計画書を作成し、県と協議の上、業務を実施すること。

（2）福岡県内及び東京都内を中心とした関東圏におけるPRの実施

- ・福岡県内及び東京都内を中心とした関東圏において、それぞれ1回以上実施すること。
- ・農業遺産認定地域の地域資源（特産品、食材、食文化等）の魅力を伝える内容を盛り込むこと。
- ・福岡県内におけるPRについては、既存イベント、店舗、関係施設等との連携など、予算の範囲内で効果的な手法により実施すること。
- ・東京都を中心とした関東圏におけるPRについては、飲食店等との連携を基本とし、農業遺産認定地域の食材、特産品、食文化等を活用した期間限定メニュー、フェア、試食・PR企画等を実施すること。
- ・実施に当たっては、単なる商品提供にとどまらず、農業遺産としての価値、地域資源の背景、生産者のストーリー等を来場者または来店者に分かりやすく伝える工夫を行うこと。

（3）情報発信

上記（2）の実施において、県及び関係協議会が活用できる告知文、写真、SNS等投稿案、POP、メニュー説明文その他PRに必要な素材を、必要に応じて作成すること。
作成に当たっては、実施方法や連携先の特性に応じて、地域資源の魅力や農業遺産としての価値が効果的に伝わる内容とすること。

（4）その他独自提案

目的達成のため、必要な独自提案を実施すること。

（5）成果報告書の作成

記録写真の撮影や業務内容を取りまとめ成果報告書を作成すること。

成果報告書には、実施内容、連携先、実施場所、実施期間、照会または活用した地域資源、情報発信の内容、来場者または来店者等の反応、成果及び今後の展望可能性等を記載すること。

4 成果品等の納入場所

成果品等とは、成果報告書（データ提出）、事業で作成した制作物やデザイン等のデータ等とし、本事業の成果品等の納入場所は、県が指定する場所とする。

5 経費

履行までに要する全ての経費（交通費、宿泊費、視察費用、サンプル提供費用、通信運搬費、会場使用料、資料印刷代等）を含む。

6 その他

- （１）成果品等についての権利は、県に帰属する。
- （２）本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- （３）本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上決定すること。
- （４）本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- （５）業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。